

# 佐々町立佐々中学校ホームページ運用規定

## 1. 本運用規程について

この規定は、佐々町立佐々中学校ホームページの運用にあたり、必要なガイドラインを設け、学校ホームページの適正な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

## 2. ホームページ公開の目的

佐々中学校の概要や教育活動を、保護者・地域・一般に公開することにより、信頼される学校づくり、学校・家庭・地域が連携し地域に根ざした学校づくりを推進する。

## 3. ホームページの管理責任者

管理責任者は校長とし、本校のホームページに掲載された情報について責任を負うものとする。

管理責任者は、運営責任者をおく。運営責任者は掲載する情報について精査し、管理責任者に承認を申請する。

## 4. ホームページ作成および公開

ホームページを作成及び公開できるのは、本校の職員、その他管理責任者が適当と認めた者とする。(以下、ホームページ作成者と記する。)

## 5. ホームページ作成・公開手順

- (1) ホームページ作成者は、ページの作成が完了した時点で、運営責任者に承認手続を依頼する。
- (2) 運営責任者は、承認手続の依頼を受けた場合、承認処理を行い、管理責任者に、承認を申請する。
- (3) 運営責任者から、承認の申請を受けた管理責任者は、ページの内容を確認し、承認する。

## 6. 運用上の配慮事項

学校ホームページの運用にあたっては、児童及び職員の基本的人権の保護及び安全確保のための個人情報の保護、知的所有権や肖像権の保護のため、以下の点が十分に配慮されるようにする。

### (1) 個人情報の保護

個人情報にあたる情報は原則として学校ホームページ上には公開しない。

(2) 児童個人が特定できる写真や作品の掲載

写真と名前が一致し、個人が特定できる写真は、原則として学校ホームページで公開しない。但し、目的上公開する必要がある場合は、保護者の承諾を得て公開するものとする。

(3) 知的所有権（著作権等）や肖像権の保護

著作権等の知的所有権や肖像権を有するもの（イラスト、絵画、文章、写真等）のうち、権利者の承認が得られないものは公開しない。

(4) 公開情報に対する指摘・要請への対応

公開情報に対して、個人や団体から訂正や削除をなどの指摘や要請を受けた場合は、校内において速やかに協議し、適切な措置を講ずる。

7. 著作権について

佐々中学校ホームページの著作権は全て、佐々中学校に属するものとする。

8. 運用規定の見直し

現行の規定では対応できない事態が生じた場合は、校内において十分に協議し、管理責任の承認を得て改訂するものとする。

9. 附則

本規定は、平成29年3月1日より施行する。